2019春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構	成	組	織	名	損保労連
方	針	決	定	日	2019年3月6日
要	求	提	出	日	2019年3月7日
回	答	指	定	日	

					2019-107/1
回	答	指	定	日	
		15 - 1	_		
(()		求項			要求内容
(1)					
ながる	環境	整備」	をめ	の変化。 ざす取 ^り	と現在の職場の実態をふまえ、「賃金水準の中長期的な維持・向上」および「創造性豊かな働きにつ り組みを徹底的に展開する。
(2)		上げ事	要求		
●月例・個別・個別・個別・個別・目標賃債構(合)」「質点を開発を表する。」「質点を表する。」「質点を表する。」「質点を表する。」「質点を表する。」「質点を表する。」「質点を表する。」「質点を表する。	名柄(是低到 準」 カー 組織カ	達水 ブ維邦 「設定	準」「 特相当	到達 á分	月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む。
●規模 (中小1					前述の要求に包含
●雇用 (時給等				是正	前述の要求に包含
●男女					前述の要求に包含
·協定的 ·協用定 ·協用定 · 保护 · 记任 · 初任	の締約の別別の明明の明明の明明の明明の明明の明明の明明の明明の明明の明明の明明の明明の	i D拡大 Iき上 st到達	て .げ 重水準		前述の要求に包含
●一時 •一時		要求基	準等	•	前述の要求に包含

(3)「すべての労働者の立場にたった働き方」の見直し

<長時間労働の是正>

以下の方針にもとづいた取り組みを展開する。

・組合員一人ひとりが不安や悩みを抱えることなく仕事と生活の両立ができる環境の実現に向け、「仕事と出産・育児、介護、治療の両立」に資するさらなる支援にくわえ、前提となる「長時間労働につながる商慣習の見直し」などの長時間労働是正や休暇取得推進につながるさらなる対策を求めます。

<均等待遇の実現>

(2)賃金要求「月例給、時間給、臨給・賞与、諸手当などの労働諸条件の改善に取り組む。」に包含

●その他

以下(6)その他に記載

・人材育成と教育訓練の充 実

・中小企業・非正規労働者等の退職給付制度の整備

など

(4) 男女平等の推進

○「(3)長時間労働の是正」記載の方針にもとづいた取り組みを展開する。

○また、「女性活躍推進の趣旨への理解が依然として十分ではない」といった課題が確認できていることから、こうした課題の解消 に向けては、以下の方針にもとづいた取り組みを展開する

に向けては、以下の方針にもとづいた取り組みを展開する。
・組合員一人ひとりが仕事の意義を理解し、主体的に働くことができる環境の実現に向けて、各々の職場のめざす姿やその実現のために取り組むべき施策の趣旨の十分な説明を求めます。

(5) サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化の取り組み

「(3)長時間労働の是正」に記載した対策の一つとして、「長時間労働につながる商慣習の見直し」に向けた取り組みを展開する。

(6) その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入

以下の方針にもとづいた取り組みも展開していくこととしている。

- ・組織全体で一丸となって取り組むことに意義を感じ、職場のメンバーや職場同士がお互いを支えあい、人と人とのつながりを実感できる環境の実現に向けて、コミュニケーションを大切にするマネジメントの実践を求めます。
- ・組合員一人ひとりが取り巻く環境変化を前向きに捉え、キャリアを着実に形成していくことができる環境の実現に向けて、さらなる 支援を求めます。
- ・組合員一人ひとりが顧客に対してより一層の高品質なサービスや価値の提供ができる環境の実現に向けて、業務の多様化・高度化に応じた業務プロセスの見直しやインフラ整備等の業務削減・効率化のさらなる推進を求めます。